

古民家(旧加藤家住宅)に係る過去の調査結果等の実績

- 1 「愛知の民家（県教育委員会 昭和 48 年 3 月発行）」**参考文献 1**

歴史的な価値がある建造物として掲載され、第 1 次調査対象となった 238 棟のうち、第 3 次調査を行う価値があるとして選定された 41 棟の一つとして位置づけられた。

- 2 「愛知の民家～建築と生活～（愛知建築士会 昭和 59 年 4 月発行）」

参考文献 2

鳥居建形式で、古い架構の骨組み（軸組み）が残り、新しい間取りに対応した架構への過程を知ることのできる貴重な農家であると明記されている。

- 3 長久手市郷土資料室での解説展示（昭和 60 年開館）

鳥居建形式の歴史的価値がある建造物として、パネル展示による解説をしている。

- 4 「町史 資料編三（町教育委員会 昭和 61 年 3 月）」**参考文献 3**

明治 24 年の濃尾地震後に瀬戸の品野村にあった家を移築したものであり、移築前の建立年代は、その形式からみて、18 世紀中期まで遡るとされ、本町では最も古い民家である。また、構造は、鳥居建てといわれるもので、建物の身舎（もや）の前後を柱で支える古い形式であることを明記した。

- 5 「長久手市の鳥居建て民家の調査報告書（市教育委員会 平成 26 年 3 月）」**参考文献 4**

古民家の建立年代を明らかにするため、所有者へ聞き取り調査、資料調査を実施した。江戸時代後期から末期にかけて建てられた鳥居建て形式の建物で、建築学及び民俗学的にも貴重な遺産であり、歴史的な文化遺産として、大切に保存していく必要があることを明記した。

- 6 「加藤建夫家住宅古民家移設調査業務報告書（平成 29 年 3 月）」

参考文献 5

古民家の保存修理及び移築に向けて、実測調査及び現況平面図のを作成した。江戸時代後期から現在に至るまで実用がされており、長久手の近代を代表する住宅として非常に歴史的価値の高いものであるため、移築（保存）を推奨することを明記した。

- 7 「第 6 次長久手市総合計画（平成 30 年 3 月）」**参考文献 6**

市内に現存する古民家を保存し、地域のくらしを後世に伝え、市民が交流する場として活用することを明記した。

＜裏面へ＞

8 「古民家補修等工事」の実施（令和元年6月）

歴史的建造物の価値を保存するため、損傷が激しい古民家の屋根、和室の床等の劣化が進まないよう応急的に補修工事を実施した。

9 「文化財古民家詳細調査業務報告書（令和2年3月）」 **参考文献7**

長年の雨漏り、蟻害による腐食が進み構造部材全体としての健全性が大変低い状態であった。愛知県を代表する民家形式を持つ建物ではあるが、損傷状態からみて保存することは困難である。鳥居建て構造及びその接続部を活かし、その他の構造架構は新材とすることが望ましいとの所見を明記した。

10 「文化財保護審議会の専門家の意見（令和2年8月）」

古民家の一部部材のみの活用という対応方針は乱暴であるとの意見をいただく。この意見を踏まえ、令和2年9月に再生利用可能な部材をできる限り活用した移築方法を再検討することとなった。

11 「愛知県文化財保存活用大綱（愛知県 令和2年9月策定）」

参考文献8

未指定文化財の中には、保護の対象となっていないものが多く存在するため、このような文化財を幅広く把握し、保存・活用していくことが求められるといった「未指定文化財の保護措置の拡大」に関することが明記された。